

衆議院総務委員会ニュース

平成 20.4.11 第 169 回国会第 14 号

4 月 11 日、第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第 29 号）
- ・増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

土井 亨君（自民）

- ・今後 3 年間に係る電波利用共益費用の試算は、どのように行われているのか。
- ・山間部等の地理的要因により難視聴を解消するための辺地共聴施設数と今後 3 年間に於ける支援予定数、また本改正により拡充される携帯電話等エリア整備事業と従来からの移動通信用鉄塔施設整備事業との整合性は、どうなっているか。

寺田 学君（民主）

- ・手数料的性格を有する電波利用料の性格にかんがみ、研究開発等がその用途として妥当なものとするのか。
- ・電波監視の業務が減少しているにも関わらずそのための支出が減らない理由について伺う。
- ・電波利用料の定義の見直しの必要性について大臣の見解を伺う。

逢坂 誠二君（民主）

- ・総務委員会での審査にあたり、総務省に過去の電波利用料の用途について資料を求めたところ、難解な決算書の写ししか提出されなかった。総務省のこのような対応について大臣としてどう思うか。
- ・放送法第 1 条第 2 号の「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」という規定は、当然、NHK 経営委員会や経営委員長においても適用されるべきと考えるが大臣の見解を伺う。
- ・本改正案の施行時期及び電波利用共益費用の用途拡大の実施はいつか、また、改正前後でどれくらい電波利用料収入が増加するのか。

塩川 鉄也君（共産）

- ・国等の機関の電波利用料の負担について、今回の改正により、私立大学と同様に国立大学についても電波利用料の負担を求めるとしているが、教育の公共性を考慮して、大学については電波利用料を免除してはどうか。
- ・今回、電波利用料の用途として追加される国際標準化に関する連絡調整事務について、平成 20 年度予算 3 億円の内訳はどのようになっているのか。
- ・総務省 O B も在籍する財団法人東京ケーブルビジョンが、2011 年でアナログ電波障害対策を終了することを前提に、住民から保守管理用として預かっていた補償金を無断で取り崩していた問題について、総務省としてどう考えるのか。

重野 安正君（社民）

- ・電波利用料について、放送事業者の負担が少ないとの指摘があるが、放送事業者の負担について、総務省はどのような基本的姿勢で臨むのか。また、経営が苦しい地方の放送局についての配慮はあるのか。
- ・無線局の運用の特例追加について、超小型基地局は、技術的にはどの程度進んでいるのか。また、コストはどのくらいか。
- ・フェムトセルの利用の際、混信等が起こった場合はどのように対処するのか。